

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

**医療費の自己負担分が
軽減される福祉医療費
の申請を忘れずに**

次の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分（1〜3割）が助成されます。手続きは下記の窓口へどうぞ。

①子ども福祉医療制度の対象

0〜1歳▶全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり
2〜6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり
小学生▶入院・通院ともに所得制限あり

*お子さんが1歳以上で、市(区)町村(民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただきます。なお、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象
重度障がい児(者)▶身体障害者手帳1〜3級が療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人は所得制限あり

高齢身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4〜6級をお持ちのかた。社会保険本人は該当しません。所得制限あり

*健康保険が変わったかた、任意継続保険を取得・喪失したかたは、新しい健康保険証と印鑑を持って、左記の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。

●申請と変更手続きの窓口

①子どもの福祉医療制度は、子ども総務課(市役所3階)

☎(866)8846

FAX(866)2405

②障がい児(者)の福祉医療制度は、障がい福祉課(福祉棟1階)

☎(866)2093

FAX(863)6362

：北部・西部・河辺・雄和・南部(御野場)の各市民サービスセンター、1、駅東サービスセンターでは、①②とも受け付けます。

■乳幼児・小学生の福祉医療制度の所得制限

「平成26年度総所得額」から「各種控除額」を控除した額が、「所得制限基準額」を超える場合は助成制度に該当しません。

また、父母の所得は合算せず、

それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。
平成26年度総所得額

・サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた：市・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額

・市・県民税を納税通知書で納付しているかた：市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

各種控除額(控除の種類)控除額)
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除▶市・県民税の控除額と同額
社会保険料控除▶8万円
障害者控除(1人につき)▶普通27万円、特別40万円
勤労学生控除▶27万円

所得制限基準額(扶養人数)基準額)
乳幼児：0人▶46万円、1人▶49万円、2人▶53万円、3人▶57万円
小学生：0人▶267万2千円、1人▶305万2千円、2人▶343万2千円、3人▶381万2千円

*扶養人数が1人増えるごとに、所得制限基準額に38万円が加算されます。また、左記の扶養控除も加算されます。

扶養控除(1人あたりの額)
70歳以上は10万円、普通(16〜18歳と特定(19〜22歳)は)いずれも15万円

*ひとり親家庭などの児童、重度心身障がい児(者)および高齢身体障がい者の所得制限における各種控除額および所得制限基準額はこれらとは異なります。

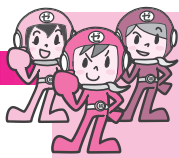
**児童扶養手当と
公的年金給付等との
併給制限を見直し**

児童扶養手当法の改正により、12月1日(月)から、「児童扶養手当」と「公的年金給付等」の併給制限が見直されます。次の①②に該当するかたは12月1日(月)以降、子ども総務課(市役所3階)で手続きをしてください。

①「公的年金給付等」の額が児童扶養手当の額より低い場合、その差額分が支給されます。手続きの際、年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書などが必要です

②「障害年金の子の加算」を対象外として児童扶養手当を受給しているかたは、まず「障害年金の子の加算」を受給していただいたうえで、その額が児童扶養手当の額よりも低い場合は、その差額分が支給されることとなります

●問い合わせ 子ども総務課支援担当 ☎(866)8957



今月納期の市税 国民健康保険税第5期…納期限は12月1日(月)

納期内納付にご協力ください。納付には口座振替が便利です。
口座振替を利用しているかたは、納期の最終日が口座引き落
とし日になりますのでご注意ください。国保年金課 ☎(866)2189



ノロウイルス
冬場は特に注意を

ノロウイルスは、食中毒や感染性胃腸炎の原因になるウイルスです。感染力が強く、少量のウイルスでも口から体内に入ること感染します。患者の発生は冬場がピークですのでご注意ください。

ノロウイルスの感染経路

■食べ物から人へ(食中毒)

ウイルスに汚染された食べ物を十分に加熱せずに食べると感染します。ウイルスが付着した調理器具などから食べ物にウイルスがうつり、それを食べることで感染することもあります。

■人から人へ(感染性胃腸炎)

感染者の便やおう吐物を触った手指に付いたウイルスが、口に入り感染します。手洗いが不十分な感染者が触れた蛇口、ドアノブなどに後から触れたときに感染することもあります。

■ノロウイルスの症状

発症までの潜伏期間は24〜48時間で、吐き気、おう吐、下痢などが1〜2日続きます。水分と栄養補給で回復しますが、乳幼児や高齢者など、抵抗力の弱い人の場合、脱水症状を起こすことがあるので注意が必要です。

症状が治まっても、ウイルスは

1週間(長い場合は1か月)、便と一緒に排せつされます。

予防のポイント

■石けんで手洗い

調理や配膳の前、食事前、トイレの後、外出から戻ったときなどは、石けんで指先や爪・指の間などを十分にこすり、流水で洗いましょう。

■食品・調理器具は十分に加熱を

食品は85〜90℃で90秒以上加熱しましょう。調理器具は、85℃以上の熱湯で1分以上加熱するか、0.02%塩素系消毒液に浸した後、洗い流します。

■感染を拡げないために

- ・手ふきタオルからの感染を避けるため、共用は避けましょう
- ・下痢やおう吐の症状があるかたは、食品を直接取り扱う作業をしないようにしましょう
- ・下痢をしている人がお風呂に入るときは、一番最後にするか、シャワーだけにしましょう
- ・汚物が衣類についたら、静かに下洗いをした後、85℃以上で1分間熱湯消毒をしましょう。白い物は0.1%塩素系消毒液に10分程浸します
- ・おう吐物は、処理する人が感染しないよう、使い捨て手袋、エプロン、マスクを身に付けます。ペーパータオルなどで静かに拭き取った後、0.1%塩素系消

毒液を染みこませた布で一方向に拭き、さらに10分後に水拭きします

- ・おう吐物や使用した手袋などは、二重にしたビニール袋に入れて密封して捨てます
- ・トイレ、洗面所などは、0.02%塩素系消毒液で拭いた後、水拭きします

■塩素系消毒液の作り方…次亜塩素酸ナトリウムが約5%濃度(台所用塩素系漂白剤)の場合

- 0.1%濃度(おう吐物や便が直接ついた床や衣類などで使用)
- ▶原液10mlと水500mlを混ぜる
- 0.02%濃度(トイレのドアノブ、便座などに使用)
- ▶原液10mlと水2.5lを混ぜる

●問い合わせ 食中毒に関して…

衛生検査課 ☎(883)1181、感染性胃腸炎に関して…健康管理課 ☎(883)1180

11月8日は「いい歯の日」

食べる、話すなど、豊かな生活を送るための基礎となる歯や口の健康を考えましょう。

■あなたの唾液は減っていませんか

唾液の減少は、むし歯、歯周病、口臭の原因です。「舌にしわができた」「笑うと前歯に唇が付く」「口内炎が起きやすい」などの症状に

心当たりのあるかたは、よく嘔むことを心がけましょう。

高齢者は、よく嘔むことができないと、記憶、自立度、認知、運動機能などの低下が見られるという報告もあります。

■よく嘔むとこんな効果があります

- ・唾液の量が増える
- ・食へ過ぎ防止
- ・生活習慣病の予防
- ・胃や腸の消化・吸収を助ける
- ・脳の活性化や認知症防止

■唾液を減らさないためには、

- 「鼻呼吸をする」「利尿作用のあるカフェイン・アルコール・ニコチンの摂取を控える」「舌や頬を動かして唾液の分泌を促す」などの工夫も心がけましょう。

■かかりつけ医にご相談ください

お口の健康を保つコツは、毎日の手入れと定期的な健診です。気になることがあったら、かかりつけの歯科医院にご相談ください。

●問い合わせ

保健予防課 ☎(883)1178

◆

■訪問歯科診療をご利用ください

寝たきりや障がいがあり、歯科医院へ通院することが困難なかたに対し、歯科医師が自宅や施設、病院などを訪問し治療を行います。

料金など、詳しくは秋田市歯科医師会へお問い合わせください。

☎(823)4564